

平成31年3月7日（木）
 沖縄県保健医療部地域保健課 結核感染症班
 担 当：久高、仁平
 電 話：098-866-2215

伝染性紅斑の注意喚起 ～警報発令～

1 概要

伝染性紅斑は、頬に出現する紅斑を特徴とし、小児を中心としてみられる感染症です。両頬がリンゴのように赤くなることから、「リンゴ（ほっぺ）病」と呼ばれることがあります。

伝染性紅斑の感染症発生動向調査による本県の小児科定点あたりの報告数が、平成31年第9週（平成31年2月25日～3月3日）に2.09人（定点医療機関34カ所、報告数71人）となり、警報レベルの基準値の2人を超えましたので、警報を発令します。

なお、2019年の累積報告数は第9週の時点で定点あたり11.12人（累積報告数378人）となり、2010年以降の累積報告数と比較すると、既に2011年に次いで多い数となっています。

2 伝染性紅斑の流行状況

感染症発生動向調査事業において県内の小児科34定点医療機関の協力を得て、患者情報を週単位で収集し、全国約3,000カ所の定点情報と併せて分析し、県民及び医療機関に情報を提供しています。

（1）定点当たりの患者報告数（直近の7週間）

	週	3週	4週	5週	6週	7週	8週	9週
		1/14 ～1/20	1/21 ～1/27	1/28 ～2/3	2/4 ～2/10	2/11 ～2/17	2/18 ～2/24	2/25 ～3/3
県	患者数	36	45	43	31	37	62	71
	定点当	1.06	1.32	1.26	0.91	1.09	1.82	2.09
全 国	患者数	2,804	2,770	2,313	1,813	1,579	1,887	
	定点当	0.88	0.87	0.73	0.57	0.50	0.59	

※感染症発生動向調査システム上の警報の発令基準値

流行警報：定点あたり2人以上
 警報終息：定点あたり1人未満

第9週における保健所別定点あたり患者報告数は、北部保健所が3.00人で最も多く、次いで中部保健所2.67人、南部保健所2.63人、宮古保健所2.00人、那覇市保健所0.57人、八重山保健所0.50人の順となっています。

(2) 年間の累積患者報告数 (2010～2019年)

定点医療機関の数は年により若干の変動があります。

	年	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019*
県	患者数	38	393	225	71	115	352	138	60	269	378
	定点当	1.12	11.56	6.82	2.15	3.38	10.35	4.06	1.76	7.91	11.12
全 国	患者数	50,061	87,010	20,996	10,118	32,352	98,521	51,419	12,436	49,174	
	定点当	16.53	27.77	6.67	3.32	10.29	31.32	16.29	3.94	15.6	

*2019年は第9週までの累積数です。

3 伝染性紅斑について

原因：ヒトパルボウイルス B19

潜伏期間：10～20日

主な症状：潜伏期間の経過後、頬に境界鮮明な赤い発疹（紅斑）が現れ、続いて手足に発疹がみられる。胸腹背部にも発疹が出現することがある。これらの発疹は多くの場合、1週間前後で消失する。成人では関節痛・頭痛などを訴え、1～2日歩行困難になることがあるが、ほとんどは合併症をおこすことなく自然に回復する。

また、妊婦が感染すると、生まれてくる赤ちゃんの異常や流産の可能性がある。特に妊娠前半期の感染で可能性が高くなる。

なお頬に発疹が出現する7～10日くらい前に、微熱や感冒様症状などの症状が見られることが多いが、ウイルスの排泄量はこの時期にもっとも多く、発疹が現れたときにはウイルスの排泄はほとんどなくなっている。

感染経路：飛沫感染、接触感染

感染症法：五類感染症

4 県民の皆様へのお願い

伝染性紅斑にはワクチン等はありません。また、上記の通り発疹が出た時期には感染力はほとんどありませんので、「手洗い」や「咳エチケット」などの感染予防策の徹底に加えて、発熱等がある場合は、不要不急の外出を控える等の対策が重要です。加えて、妊婦の方は感冒様症状の者に近づくことを避けるなどの対策が重要です。